

令和 2 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 新型コロナウイルス感染症流行に対する八代市議会の対応について …… 1
 - 1. その他 …………… 4
-

令和 2 年 4 月 2 1 日（火曜日）

議会運営委員会会議録

令和2年4月21日 火曜日

午前10時32分開議

午前10時57分閉議（実時間25分）

○本日の会議に付した案件

1. 新型コロナウイルス感染症流行に対する八代市議会の対応について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安徳君
副委員長	橋本幸一君
委員	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	亀田英雄君
委員	田方芳信君
委員	中村和美君
委員	増田一喜君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	上村哲三君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長	岩崎和也君
議会事務局次長	増田智郁君

○記録担当書記	島田義信君
	馬淵宗徳君

（午前10時32分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

◎新型コロナウイルス感染症流行に対する八代市議会の対応について

○委員長（福嶋安徳君） 皆さん、御承知のとおり、国内において新型コロナウイルス感染症が流行しております。熊本県内においても感染が確認され、先週全国に緊急事態宣言が発出されております。

そこで、本市議会としても、本件についての対応を検討する必要があると考え、本日、急遽でございますが、招集させていただきました。

それでは、早速ではございますが、お手元に配付いたしております対応案及び掲示用チラシ案について、事務局に説明をお願いいたします。

なお、本案につきましては、先ほど各派代表者会においても協議がなされたところであります。

○議会事務局長（岩崎和也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）4月1日付の人事異動で参りました、事務局局長の岩崎です。どうぞよろしくお願い致します。（「お世話になります」と呼ぶ者あり）

さて、ただいま委員長のほうからありましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止、あるいは事案発生時の対応など、市議会としての対応マニュアルの素案を議長と協議し、作成しましたので、本日、その審議をしていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、増田次長のほうから説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議会事務局次長（増田智郁君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。

それでは、先ほど局長のほうから申し上げま

したとおり、新型コロナウイルス感染症に対する市議会の対応につきまして、御説明のほうをさせていただきたいと思っております。説明につきましては、失礼ですが、着座にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、まず、資料の確認のほうをさせていただきたいと思っております。

表題に、新型コロナウイルス感染症流行に対する八代市議会の対応について「案」というところで、3枚物をお配りをさせていただいております。

1枚目と2枚目につきましては、その対応についての内容でございます。3枚目でございますが、その内容を抜粋いたしまして、各会派室等へ掲示いただくチラシ案ということでございます。

それでは、内容につきまして御説明させていただきますが、本案につきましては、4月2日に全国市議会議長会から衆議院における新型コロナウイルス対策に関する資料の情報提供がございましたことを受けまして、また、全国の他市議会の対策事例等を参考に、議長と協議の上作成したものでございます。

それでは、案のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、案につきましては、4部構成となっております。網かけの部分でしておりますが、まず、1番目の構成といたしましては、新型コロナウイルス感染が疑われる症状が発症、またはPCR検査を受けることとなった場合でございます。

2番目が、中ほどの少し上になりますが、新型コロナウイルスに感染、もしくは濃厚接触者と認定を受けた場合でございます。

2枚目でございます。まず、上が新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について

でございます。

最後に、中段にその他ということでの4部構成となっております。

それでは、それぞれの構成順で、御説明のほうをさせていただきます。

まず、一番上の新型コロナウイルス感染が疑われる症状が発症、またはPCR検査を受けることとなった場合でございます。読み上げのほうをさせていただきます。

まず、大きい1、新型コロナウイルス感染が疑われる症状が発症。

①風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続いている。②強いだるさや息苦しさがある。③急な臭覚・味覚の異常がある。④同居の家族に①から③の症状がある。

このような場合は、本会議や委員会への出席を自粛する。自粛する場合は、議長または議会事務局へ連絡。

大きい2番目です。PCR検査を受けることとなった場合。

①検査を受けることとなった旨、議会事務局に連絡する。事務局から正副議長へ連絡。②検査結果、陽性または陰性を議会事務局へ連絡。議長から正副議長へ連絡ということでございます。こちらのPCR検査を受けることとなった場合でございますが、陽性、陰性が、まだ分からない段階でございますので、当該議員さんから御連絡をいただいた際は、事務局から正副議長へ連絡、そこでとどまるということでございます。

実際に、検査を受けられた結果、陽性となった場合が、次の網かけの部分でございます。

新型コロナウイルスに感染、もしくは濃厚接触と認定を受けた場合。

①当該議員から議会事務局に連絡。事務局から正副議長へ連絡。②御連絡をいただいた段階で、事務局において、過去14日以内の本会議場、委員会室等への入退場状況の有無を確認さ

せていただきます。

矢印の下でございます。四角の黒でございますが、本会議場への入場があった場合、本会議場の使用を中止し、保健所の意見も踏まえ、必要な範囲の消毒を行う。

括弧書き、消毒終了まで本会議が予定される場合、こちらは、定例会中というふうに想定のほうをさせていただいております。

事務局から状況を正副議長、議会運営委員会正副委員長に報告し、今後の対応について協議、判断をいただくということです。対応例といたしましては、会期の延長、別会議室にて実施などが考えられます。

次が、委員会室への入場があった場合でございます。当該委員会室の使用を中止し、保健所の意見も踏まえ、必要な範囲の消毒を行う。

次の括弧書きの消毒終了までに委員会が予定される場合、これも、定例会中を予定をいたしております。他の委員会室を使用することとし、他の委員会室も入場履歴があり、使用できない場合は、事務局から状況を正副議長、議会運営委員会正副委員長に報告し、今後の対応について協議、判断。対応例といたしましては、別会議室にて実施などを掲載しております。

その他の施設の消毒についてでございますが、保健所の意見も踏まえ、原則、過去14日以内に出入りのあった各施設、会議室等については、下記のとおり消毒を行う。

会派室、使用を中止とし、必要な消毒を行う。議会事務局、事務局内での執務を、一旦他の会議室に移し、必要な消毒を行う。エレベーター等、こちらはトイレも含んでございますが、必要な消毒を行う、でございます。

消毒作業につきましては、基本的に専門業者に依頼することとし、緊急に消毒が必要な場合は、可能な範囲で議会事務局において、最低限の消毒を行わせていただきたいと思います。

続きまして、2枚目を御覧いただきたいと思います。

います。

上段でございます。新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底についてでございます。こちらは4つ項目を挙げておりますが、こちらにつきましては、既に3月定例会から、一部実施のほうをさせていただいている内容でございます。読み上げのほうをさせていただきます。

まず、委員会室、会派室、事務局等の適切な換気。大人数が長時間使用する場合は、適宜窓を開けるなどの換気をより徹底すること。

手指衛生の徹底。本会議場や委員会室に入室する議員、職員等全ての者は、入室前にアレルギーがある場合等の特別な事情がある場合を除き、消毒液等による手指消毒を行うこと。議会事務局は、本会議場や委員会室の入り口に、必要に応じて衛視を追加配置し、手指消毒の徹底を図ること。

マスクの着用。本会議場及び委員会室等において、議員、職員等はマスクを常時着用すること。マスクは原則各自で調達すること。なお、会議中における発言時でのマスク着用については、議会運営委員会において判断する。

傍聴者への対応。一般傍聴の可否については、議会運営委員会で決定する。原則報道については可。傍聴を可とする場合は、傍聴者の健康チェックと同時に、健康確認シート、——こちら仮称でございますが、——の記入の協力を呼びかける。さらに、傍聴者において、傍聴手続の際にチラシの掲示により、手洗い、せきエチケットの啓発を行うとともに、アルコール消毒液の積極的な使用を呼びかける。

体調不良の申告があった場合は、傍聴自粛を要請するところであるが、ホームページにおいて、体調不良を感じる場合は、あらかじめ傍聴を御遠慮いただく旨を呼びかけるとともに、本会議等のインターネット中継について周知を行うとなっております。

既に、消毒液につきましては、3月定例会より、議会事務局前、委員会室前、本会議場の前、3カ所設置をさせていただいているところでございますが、こちらの内容で御確認いただくとなりますと、各会派室の前にも設置のほうをしようかと考えているところでございます。

また、現在行っておりますのが、議会事務局職員におきまして、取っ手やノブ、エレベーターのボタン押し、その辺りの消毒を随時、もう既に行っているところでございます。

最後に、その他でございます。こちらにつきましては、執行機関との情報収集、問合せについて列記してございます。

(1) 議員さん方から執行機関への問合せについてでございます。議員から執行機関への意見、要望、問合せについては、議員が個々に問合せを行うことで、執行機関の新型コロナウイルスへの迅速な対応に影響を与えかねない。そのため緊急な場合を除いて、新型コロナウイルスに関する執行機関の問合せは、市議会事務局で集約し、当該課に持ち込む。休日・夜間において、緊急を要する場合は、正副議長へ連絡する。なお、各議員から直接医療機関等への問合せについても控えるものとする。

(2) 執行機関から議員さん方への情報提供でございます。こちら、もう既に行わせていただいているところでございますが、こちらにつきましては、議員が個々に情報提供を求めることは、執行機関の新型コロナウイルスへの迅速な対応に影響を与えかねない。そこで、執行機関からの情報は、秘書広報課から議会事務局へ情報提供があり、その情報を正副議長へ伝達し、議長が全議員への周知について判断を行うということでございます。

最後に、本対応につきましては、日付は空けさせていただいておりますが、本日御決定いただければ、本日の日付を入れることになるかと思っておりますが、今後の状況によって変更が必要な

場合は見直すものとするというのが、案の内容でございます。

3枚目のチラシにつきましては、先ほども御説明いたしました。説明内容の部分で、会派室等に御掲示いただければいいかなというところでのチラシ案を作成させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(福嶋安徳君) ただいま説明がありましたが、議会運営委員会として、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員(大倉裕一君) 質問ではありません。要望ということでお願いをしたいと思います。

1枚目の一番下に、アスタリスクの部分がありますけれども、感染した場合ですよね、感染、もしくは濃厚接触者として認定を受けた場合の議会事務局の対応が書いてあるんですけど、緊急に消毒が必要な場合は、可能な範囲で議会事務局において最低限の消毒を行う、この点について、議会事務局の職員さんが感染することがないように、しっかりとした対応をですね、取っていただくようお願いをしておきたいと思っております。事前に、保健所あたりとの協議をされて、対応をですね、お願いできればと思っております。

○委員長(福嶋安徳君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) 本案については、原文のとおり決定することとし、この後の全員協議会で周知を行うこととなりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

◎その他

○委員長(福嶋安徳君) 次に、2、その他について、何かありませんか。

○委員(亀田英雄君) その他ちゅうことじゃなかったですが、マスクの着用について、さっき

もちよつと言ったんですが、これは議会運営委員会において判断するとなっておりますが、どのようなことにいたしますか。

○委員長（福嶋安徳君） 議会運営委員会では、当時、3月議会で一応発言するときは、執行部と全議員がマスクをつけるという、会議中はですね、発言者だけはマスクを外すということになっておりましたが、今後の対応については、いかがいたしましょうか。今、質問のありましたようですけどですね。

○委員（増田一喜君） もうマスク着用のままでもよろしいかと思うんですけども。

○委員長（福嶋安徳君） 今、御意見が出ました。

○委員（山本幸廣君） 国会で安倍さんもずっとマスクしたまま発言されておりますので、よろしかれば、マスク着用のままでいいんじゃないですか。

○委員（橋本幸一君） 執行部の会議は、どのような状況でしよつとですか。

○議会事務局長（岩崎和也君） 現在、八代市新型コロナウイルス対策本部会議、特措法に基づいて設置しておりますけど、その中ではマスク着用という形で対応しておるところでございます。

○委員（橋本幸一君） 先ほどございましたが、リスク軽減のためには、それもやむなしかと思えます。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、マスク着用という御意見が出ておりますので、そのとおりでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、常時マスク着用とするということをお願いしたいというふうに思います。

そのほかにありませんか。

○議会事務局次長（増田智郁君） すみません、失礼します。

常時着用ということで、今御決定いただきましたので、この案につきましての、なお、会議中における、議会運営委員会で決定するという文言は残したままでよろしいでしょうか。それとも、もう外したほうがよろしいでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） その部分はそのままで。（議会事務局次長増田智郁君「はい、分かりました。失礼いたしました」と呼ぶ）

ほかになければ、以上で議会運営委員会を…

○議長（上村哲三君） 皆さん、申し訳ありません。

議会の運営、それから、会議の決定は議運で行うものとされておりますので、先ほど、代表者会では、質問も出ませんでしたので、あえて申し上げませんでした。執行部のほうから、28日に臨時会を開いていただく予定で、今早急に対応をして、まとめておりますというような発言がありましたので、それからしますと、通常であればですね、議会運営委員会は本日でございます。本日、決定をしなければいけないんですが、まだ、対応の中身も、今日はまだ、代表者会にもですね、報告ができない状態でございます。もし、そういう場合にはどうしたらいいかなというのでですね、私どもも、前日も寄って、いろいろ検討を事務局と重ねてきたんですがですね、議会の招集、告示というのは、地方自治法第101条第7項によつてですね、招集は開会の前日、都道府県及び市にあつては7日までに告示しなければならないとなっておりますが、その中で、緊急を要する場合はこの限りではないとなっておりますので、各派代表者会での質問があればですね、御回答申し上げようというふうに思ったんですが、急遽な場合には、7日前でなくて、前日で、翌日も臨時会を招集するというような形も、この新型コロナウイルスのですね、災害の中では出てくる可能性があるということですので、議運の

委員さんにはお含みをいただきたいというふうに思って、発言をさせていただきました。

また、総務省からもですね、そのような通達が来ておりましたので、これは全員協議会ではですね、御配付をしたいというふうに思っておりますが、その点は、委員長のほうからですね、議運の委員の皆さん方に御承知おきいただくことを御確認を取っといういただきたいというふうに思います。

その場合の通知っていうのがですね、文書では間に合いませんので、まず、第一に電話連絡、そして、その後確認のための文書をファクスで流すというような形に、現在までいろいろ、執行部からのいろんな判断をですね、皆さんにファクスで流しておりますとおりに、その確認のほうは、今までどおりというふうな形でやっていきたいと思っておりますので、皆さんにはですね、そこんところを、特に4月いっぱいにはですね、臨時会を開いて、早く救済措置を対応したいというような発言がっておりますので、議会のほうも、そのように進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただいて、委員長、確認のほうを皆さんに取っていただいていたければというふうに思います。お願いします。

当然、私のほうと、議運の委員長と協議をですね、議運の日程は決めさせていただきたいというふうに思います。お願いします。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） ただいま上村議長より、議会の開会に対しての議運の開催はどうするということ、お話がございました。

それについては、議長の見解では、議運で決定するという事になっております。7日前も必要だし、緊急を要する場合には、1日前でも結構であるというようなことございましたので、その旨、そのとおりでいいでしょうか。

○委員（中村和美君） 今、議会を開く、開催

というのは、非常に重要なことでもありますけど、今日のアしたというんじゃないくて、努力はされていると思いますので、できる限りですね、1日ぐらい置いて、議会開会されたら、議員さんたちも余裕が出てくるんじゃないかと思っておりますので、反対に、こちらから、できる限りの御努力をしておられると思っておりますけど、お願いしたいというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 先ほど来、代表者会で、今、議長からの説明があったとおりになんです。そこですね、議運の委員長として、議会運営委員会としてはですね、やはり、執行部の新部長の丸山部長からの説明があったんですけども、4月の28日に臨時会の招集をしたいというふうな御報告と、同時に、今予算の詰め、審議、査定等で各課の調整をやっておるという状況の中ですね、よろしければ、議会にもですね、なるだけならば、その臨時会開くならば、前もって議会に報告をしていただきたいということで質問しましたので、そういう状況の、今言われたように1週間、緊急の場合はいんですよ。ですから、私は、その発言したんですよ。だから、執行部と委員長がすり合わせ、議長と執行部とですね、すり合わせをして、議会の運営委員会をですね、日程を決めさせていただきたい、そういうふうに思っておりますので、そこ辺りをひとつ委員長が諮ってください。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、今、山本委員が言われたとおりですね、日程的は、28日の臨時会、想定したとき、あと各課の査定、それから、最終的な市長査定ということを考えれば、非常にタイトな、このスケジュールの中での臨時会の設定ということになるかと思いません。その中で、先ほど議長が申しました、緊急を要する場合については、前日でも可といいんですけど、これは特別な場合でしょう、とにかく。今回は、その特別な場合に相当するような状況かと思っておりますので、そこは、議会と

してもですね、仮に前日の議運でも、そこには、ちゃんともう予算の分が出てくるわけですから、対応していかなければならないという、私は思っております。

以上です。

○議長（上村哲三君） すみません、私が言葉足らずでした。先ほどですね、前日でも議運はあり得ると言ったのはですね、極論でございます。皆さんもカレンダーをお持ちならですね、今の日程を見てください。今週はですね、今、一生懸命、財務部のほうで組立てをしてですね、市長査定をもらうのに3日しかございません。これが限界だと思います。そうなったらですね、次に、じゃあ、一番早く開ける議運というのは月曜日しかございません。できるだけ早く迅速に配付、補助・救済を進めたいと思えばですね、今月中に起こす必要が出てくればですね、だったら、臨時会は、あとは連休が入ってきますので、28日しかないんです、中村委員、よろしいですか。だから、私は、その一番厳しいところを、先ほどですね、皆さんに御理解をいただいときたいというふうで申し上げたんで、だから、7日限りではないというようなことはですね、その限りではないということですね、御確認いただければ、あとは議運の委員長と私のほうで精いっぱいですね、迅速に対応できるように協議をして、日程を決めさせていただきたいということで、委員長、確認を取っていただければというふうに思います。すみませんでした。

今、橋本副委員長も言われたとおりだというふうに思います。本当の緊急事態だというふうに、私たちも思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（山本幸廣君） 28日という執行部からの提案ですけれども、早くいつから、その前にですよ、議運を開かにかいかわけですけれども、その調整は、執行部と議長と副議

長、議運の委員長と副委員長とですね、調整してください。1日前でもよかし、2日前でも、もしも執行部が提案でけたらですね。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 今、それぞれ委員さんも発言がありますし、議長からも説明がございました。そういう中の緊急な場合の議運の開催につきましては、今、それぞれ御意見が出ましたとおり、前日の議会運営委員会になるかもしれませんので、それについては、皆さん方御理解をいただいて、そのようにさせていただきたいというふうに思っております。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ありがとうございます。

では、そのとおりの決定でお願いしたいというふうに思います。

それでは、本日の議会運営委員会を終了させていただきます。

（午前10時57分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年4月21日

議会運営委員会

委員長